

平成
31年度

国民健康保険料の料率等を改定

市は、立川市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、平成31年度の国民健康保険料の料率等を改定しました。

☎保険年金課賦課係・内線1416

●改定の主な内容

年々増加している医療費に対応し、安定した国民健康保険事業を継続していくため、料率等を改定しました(表1)。

市は、保険者として医療費の支出を抑制するため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進や、糖尿病の重症化予防など、医療費の適正化を進めています。

また、保険料収納率の向上等による収入の確保を図り、国民健康保険事業の健全な運営と国民健康保険加入者の健康の向上に努めていきます。

表1 平成31年度 国民健康保険料の料率等

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割率	6.54%	6.58%	2.13%	2.24%	1.61%	1.69%
均等割額	31,400円	32,100円	11,100円	11,700円	14,300円	14,500円
賦課限度額	58万円	61万円	19万円	19万円	16万円	16万円

●7月上旬に納入通知書を郵送します

平成31年度分の国民健康保険料の納入通知書を7月上旬に世帯主宛て(世帯員のみが加入している場合も同様)に郵送します。

納入通知書は保険料の額のほか、納付方法や納期限などをお知らせするものです。保険料は、7月から令和2年3月まで、9期に分けて納めていただきます(年金天引きの場合は年6回で納付)。お手元に届きましたら、内容の確認をお願いします。

●所得が少ない世帯への軽減範囲が拡充されました

世帯主と加入者の総所得金額等の合計(軽減判定所得)により、保険料の一部が自動的に軽減されます(表2)。前年の所得に応じて軽減されますので、収入や所得がなかった方も申告してください。なお、平成31年度は前年度より2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の基準が緩和され、軽減対象範囲が拡充されました。

表2 所得が少ない世帯への保険料の軽減

軽減判定所得が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
33万円	7割
33万円+(28万円×加入者数) 〔平成30年度 33万円+(27.5万円×加入者数)〕	5割
33万円+(51万円×加入者数) 〔平成30年度 33万円+(50万円×加入者数)〕	2割

65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を差し引いた額で軽減判定所得を算定します。

糖尿病の重症化予防に取り組んでいます

市は、立川市医師会と協力して、糖尿病の重症化予防に取り組んでいます。糖尿病の重症化によって腎不全になるおそれがある国民健康保険加入者の方を対象に、看護師や保健師などが6か月間にわたって面談や電話による予防指導を行います。

腎不全になると、週3回程度の透析治療が必要になるなど、日常生活に大きな支障をきたします。対象の方には6月上旬に案内を送付しているため、予防指導を希望する方はご連絡ください。

☎保険年金課業務係・内線1390

後期高齢者医療制度の保険料率等

後期高齢者医療制度[75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)が対象]の保険料率等は、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行い、決定しています。平成30・31年度は、右図のとおりです。実際の保険料の算定には、所得に応じた軽減制度(所得割、均等割)があります。なお、平成31年度の納入通知書は7月上旬に発送します。

☎保険年金課賦課係・内線1406

平成30・31年度の保険料の計算方法



※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

●軽減が見直しされました

①保険料の均等割の軽減

保険料の均等割の軽減割合は、同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が33万円以下の場合、一律7割です。国により特例として実施されてきた軽減は、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給が行われることとあわせて、下表のとおり見直されました。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯(基準額は平成31年度の数字です)	軽減割合(軽減後の年額)			
	平成31年度	参考		
		令和2年度	令和3年度	
33万円以下	被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	8割	7割(本則)	
	上記以外	8.5割	7.75割	7割(本則)
33万円+(28万円×被保険者数)以下		5割		
33万円+(51万円×被保険者数)以下		2割		

②被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が5割軽減され、所得割額は賦課されません。平成31年度以降、保険料(均等割額)の軽減は加入から2年を経過する月までの間に限り実施することになりました。変更に伴い、平成29年4月30日以前に後期高齢者制度の対象となった被扶養者の方は平成31年3月31日をもって軽減期間が終了となります。

なお、低所得による均等割額の軽減(8.5割、8割、5割、2割)に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。

7月15日(月・祝)は、設備点検のため、施設予約システムを導入している施設(泉市民体育館を除く)での端末利用と本申請の手続きができません。☎各施設または生涯学習推進センター ☎(527)5757